

農業機械・施設災害復旧支援事業

1 事業目的

令和3年8月大雨により、農業用機械やハウス施設などが被災した農業者に対して、復旧に必要な再取得・修繕経費等を助成し、営農の継続、再開を支援する。

2 事業内容

(1) 農業用機械の復旧

被災した農業用機械の再取得・修繕経費を助成

(2) 施設・附帯施設の復旧

被災した施設や附帯施設の再取得・修繕経費を助成

(3) 災害回避

災害を回避するために必要な施設の整備経費を助成

3 補助対象・補助率

事業内容	補助対象	補助率
農業用機械の復旧	トラクター、農薬散布機等	1/2 以内
施設・附帯施設の復旧	ハウス施設、果樹棚等	8/10 以内
災害回避	ハウスの浸水防止壁、排水ポンプ等	1/2 以内

※但し、リース物件及び消耗品類は補助対象外

4 助成対象者 被災した農業者及び営農集団

5 国庫事業の活用

国の農林水産関係被害への支援対策において、国庫事業の活用が可能となった場合は、県事業の補助率は国庫事業を含めた率とする。

6 想定事業スケジュール

10月上旬～	10月下旬	要望調査
11月～	12月	計画申請・計画承認
12月～	1月	交付申請・交付決定
2月～	3月	概算払い

7 留意点

- 被災日（8月11日）以降の復旧経費を補助対象とし、原則、年度内に事業が完了すること。
- 申請時には、以下の資料を添付すること。
 - ・被災者の氏名（法人等の場合は法人名、代表者名）、住所が記載された市町村の被災証明
 - ・被災日以降の経費であることを証明する資料
- 実際に支払われる補助金額は、施設・附帯施設の場合、園芸施設共済の加入状況等により異なる。
- 復旧する施設等について、園芸施設共済や農機具共済等、再度の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。

《担当課：水田農業振興課》